

要望事項 (優先順位 2)

旧岩倉証明書発行コーナー及び岩倉地域交流センター貸付契約終了後の施設・敷地活用についての要望

要 旨

旧岩倉証明書発行コーナー後に入居の施設(1階部分)、及び、岩倉地域交流センター(2階部分)は、令和7年3月末をもちまして、京都市との貸付契約が終了いたします。つきましては、その後の施設活用及び敷地利用につきまして、下記の通り要望させていただきます。

かつて、この施設が建てられている敷地につきましては、土地所有者が岩倉地域の将来のためという事で、この土地の売却に同意をしていただき、岩倉出張所が建設されたという経緯がございます。

その後、行政当局のご理解とご判断によりまして、岩倉地域の住民福祉のため重要な役割を果たしてまいりました。

3年後の貸付契約終了後も、岩倉地域の住民福祉のため、住民の会議、交流などに活用できる場として、また、高齢者支援、子育て支援、障がい者支援のための施設などへの有効活用を視野に入れて、岩倉地域と十分な話し合いを踏まえて、検討していただきたく、岩倉北学区、岩倉明德学区、岩倉南学区の総意としてここに要望いたします。

どうぞよろしく願いいたします。

回 答**(左京区役所)**

旧岩倉証明書発行コーナーにつきましては、当該施設の2階を岩倉3学区の住民の地域活動の場として利用いただくため、令和7年3月末まで岩倉自治連合会連絡協議会と使用貸借契約を締結しております。

また、当該施設の1階につきましては、令和4年5月末から整備・運営事業者をプロポーザル方式で募集し、応募のあった1者と11月14日付けで賃貸借契約を締結しております。

3年後の契約終了後の活用方法につきましては、地域の皆様の御意見をお聞きしながら、本市の厳しい財政状況や建物の老朽化等を踏まえ、検討を行ってまいります。